

フロンティア分科会の開催について

〔平成 23 年 12 月 15 日〕
〔国家戦略会議決定〕

1. 「国家戦略会議の開催について」（平成 23 年 10 月 21 日閣議決定）に基づき、「希望と誇りのある日本」を取り戻し、日本再生を実現するため、我が国が切り拓いていく新たなフロンティアを提示し、中長期的に目指すべき方向性をビジョンとして策定するフロンティア分科会（以下「分科会」という。）を開催する。
2. 分科会の構成員は、経済、社会等の分野について優れた識見を有する者の中から、国家戦略会議議長が指名する。ただし、分科会の座長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 国家戦略会議議長は、分科会の運営を円滑に行うため、必要があると認めるときは、事務局長を置くことができる。事務局長は、分科会の座長の職務を補佐する。
4. 座長は、必要があると認めるときは、分科会の下に部会を設置することができる。部会の構成員は、座長が指名する。
5. 分科会の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。